平成２２年（フ）第８２号
奈良県大和高田市大字有井62番地の１、前住所奈良県桜井市大字三輪342番地の１
債務者　伊藤　初男
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上杉　朗彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１号
山形市江俣４丁目１番８号
債務者　山田　亜依
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８号
山形県寒河江市大字白岩字上野625番地１、住民票上の住所静岡県榛原郡川根本町地名212番地の１
債務者　大沼美喜男
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８号
山形市大字滑川2370番地38
債務者　南川　信子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８２号
山形県寒河江市大字柴橋262番地の３　エレンジューム103、前住所山形県寒河江市石持町５番13号
債務者　阿部　由美
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８３号
山形市陣場２丁目９番３号　サンライズ柴田101号
債務者　兼子　佳子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９４号
函館市本通３丁目17番５号
債務者　伊藤　　靖
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第９５号
函館市山の手３丁目65番６号
債務者　稲川三津枝
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０５号
函館市時任町34番17号
債務者　梶原　武夫
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
函館市本通３丁目14番15号
債務者　佐藤　雅美
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
岩手県一関市上坊２番11号　コーポアドバンスＪ101
債務者　佐々木百代
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６３号
群馬県太田市高林西町474番地71
債務者　尾城　　繁
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６４号
群馬県邑楽郡大泉町古氷22―40　サニーフラット201、住民票上の住所群馬県太田市矢場新町135番地１
債務者　長谷川愛連
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２８号
奈良県葛城市疋田227番地46、従前の住所京都府京都市伏見区桃山与五郎町１番地546
債務者　小澤登茂一
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
奈良県橿原市西池尻町331―１サニーグレイス廣田３号、住民票上の住所奈良県橿原市内膳町５丁目４番17―1103号エスリード大和八木
債務者　福﨑　高廣
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
奈良県北葛城郡王寺町葛下１丁目１番10―３号
債務者　岸上　明子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係